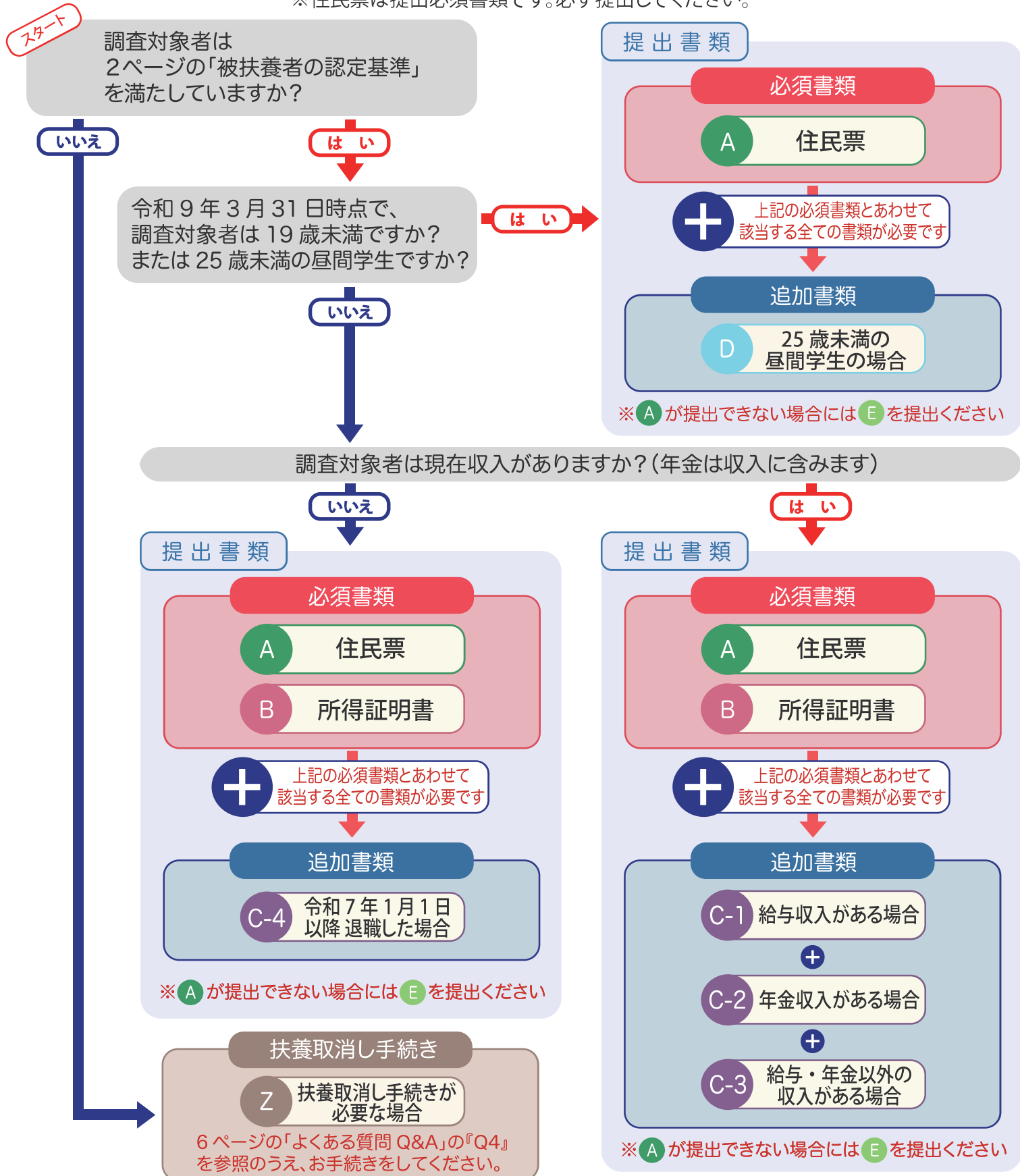


被扶養者資格確認調査の提出書類は、調査対象者ごとに下記チャートで確認し、ご提出ください。
 該当する全ての提出書類を4、5ページを参照のうえご提出ください。
 ※住民票は提出必須書類です。必ず提出してください。



E 国内居住要件の例外的事由に該当する場合 2ページの「被扶養者として認められる例外的事由と添付書類の例」をご参照ください

年収の壁・支援強化パッケージに該当する場合の追加書類については健保 HP をご確認ください。
<https://www.ibmjapankenpo.jp/asp/faq/faq.asp?articleid=15790&categoryid=1298>



ご提出前に確認調書の記入漏れ、提出書類の添付忘れがないように必ずご確認ください。

※調査の内容によっては、下記以外の書類を追加で求める場合があります。

※個人番号(マイナンバー)が記載されている箇所は油性マジック等で塗りつぶすなど、消してください。

A 住民票(同居・別居及び国内居住要件を確認する書類)

住民票(同居・別居及び国内居住要件を確認する書類)

- 一世帯につき1部のみ。
- マイナンバーの記載がないものを提出してください。(記載されている場合は、油性マジックで塗りつぶすなど、マスキングしてください。)
- 世帯全員記載。続柄が記載されたもの。
- 令和8年4月1日以降発行のもの。

入手先：市区町村役場 ※Q&A Q2・8参照

※全員提出必須

- ◀ 『続柄』記載のもの
- ◀ 個人番号(マイナンバー)の記載がないもの
- ◀ 『世帯全員』分のもの

B 所得証明書等(収入の有無を確認する書類)

令和8年度「所得証明書」または「非課税証明書」<原本>

- 令和8年度(令和7年1月～12月分)のもの。
- 令和8年1月1日時点で住民登録があった市区町村役場で発行。
- 無職、無収入の場合でも、収入が無いことを証明するために必要です。
- 令和9年3月31日時点で19歳未満の方は提出不要です。
- 令和9年3月31日時点で25歳未満かつ昼間学生で、学生証のコピー等を提出する方は提出不要です。
- 25歳以上の学生は「所得証明書」または「非課税証明書」が必要です。
- 「市民税・県民税証明書」、「住民税証明書」等、自治体により名称が異なります。
- 市区町村によっては非課税証明書の金額欄がアスタリスク(*)で表示されていますが、そのまま提出してください。

入手先：市区町村役場 ※Q&A Q14～17参照

C-1 給与収入がある場合

令和8年3月～7月間の連続3ヶ月分の「給与明細書」<コピー>

- 氏名、会社名、支給月が確認できるもの。
- 通勤手当を含めた総支給額を確認します。
- 紛失や勤務していない等の理由で3ヶ月分を提出できない場合、通帳コピーにて代用できます。
- 通帳コピーにて提出する場合は、入金確認ができる箇所および、名義人確認のため通帳の表紙コピーを提出してください。

給与明細書		●●株式会社	
部門名	社員No.	氏名	健康 花子 様
勤	労働日数	出勤日数	名給休日数
給	通勤日数	遅退日数	出張日数
支	基本給	役職手当	賞与手当
給	80,000		10,000
			不労労務給
			80,000
			賞与対象額
			2,000
			2,000
			4,000

× 『差引支給額』ではありません

○ 交通費を含めた『総支給額』を確認します

入手先：勤務先 ※Q&A Q18・19参照

注意事項

- マイナンバーを使用した被扶養者資格確認について
今回ご提出いただいた調書に関する事実確認を、お届け頂いておりますマイナンバーを使用して確認させていただく場合がございます。予めご承知おきください。

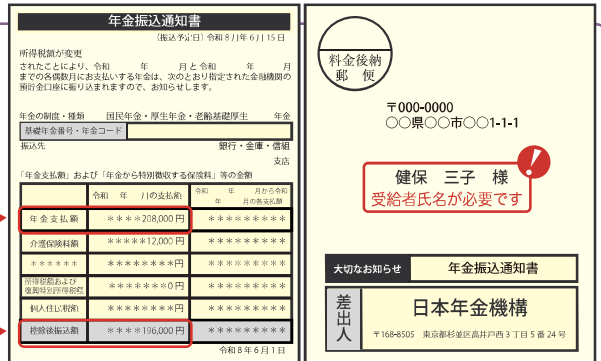
【関係法令】

- ・ 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
- ・ 健康保険法および健康保険法施行規則

C-2 年金収入がある場合

直近の「年金振込通知書」<両面コピー>

- 令和 8 年 4 月 1 日以降に発行されたもの。
- 「公的年金等の源泉徴収票」は不可。
- 受給者の氏名が分かる部分のコピーも必要です。
- 障害年金、遺族年金等の非課税分や個人年金等の公的年金でないものも含まれます。
- 紛失等の場合、発行元(日本年金機構等)に再発行依頼していただくか、年金が振り込まれている通帳のコピーで代用できます。
- 通帳コピーにて提出する場合は、入金確認ができる箇所および、名義人確認のため通帳の表紙コピーを提出してください。

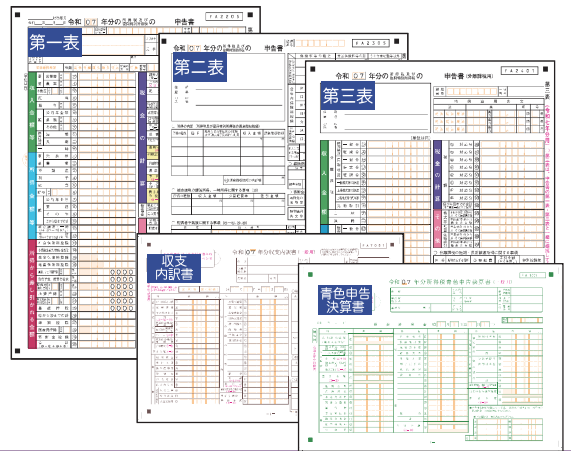


入手先: 発行元(日本年金機構等) ※Q&A Q18参照

C-3 給与・年金以外の収入がある場合

令和 7 年分「確定申告書(控)一式」<コピー>

- 令和 7 年分確定申告をしている場合は必ずご提出ください。
- 第一表、第二表、第三表(分離課税申告がある場合)、青色申告決算書、収支内訳書等の提出書類全て必要です。(配当所得、年金収入のみの場合は収支内訳書等は不要です)
- 紛失した場合、税務署に再発行の依頼をしてご提出ください。
- 還付される税金の受取場所(口座)は、消してご提出いただいても結構です。

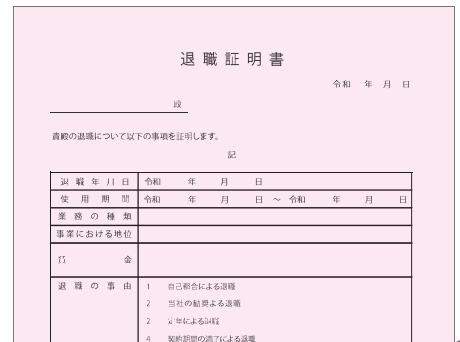


※Q&A Q22・23参照

C-4 令和 7 年 1 月 1 日以降退職した場合

「退職証明書」<コピー>

- 令和 7 年 1 月 1 日以降に退職し、その後収入がない方は必要です。
- 離職票(コピー)、退職日記載のある源泉徴収票(コピー)、通帳コピーでも代用できます。
- 通帳コピーにて提出する場合は、最後の給与振り込みおよび 3 ヶ月間の入出金状況が確認できる箇所と、名義人確認のため通帳の表紙コピーを提出してください。



入手先: 勤務先 ※Q&A Q20参照

D 25歳未満の昼間学生の場合(高校生以下は提出不要です)

「学生証」<コピー>または「在学証明書」<原本>

- 25 歳未満の大学生・大学院生・専門学校生はご提出ください。
- 氏名、有効期限、令和 8 年度中の在学事実が確認できるもの。(有効期限が裏面に記載されている場合は、両面のコピーが必要)



入手先: 就学先

E 国内居住要件の
例外的事由に該当する場合 2 ページの「被扶養者として認められる例外的事由と添付書類の例」をご参照ください

Z 扶養取消し手続きが
必要な場合 6 ページの「よくある質問 Q&A」の『Q4』を参照のうえ、お手続きをしてください